

岩手県告示第290号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、ふるさと岩手応援寄付に係る寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定納付受託者		指定年月日
名 称	住所又は事務所の所在地	
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号	令和6年4月1日